

<霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業実施計画【A区間】の概要>

1.実施主体

国土交通省 霞ヶ浦河川事務所
(霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会)

2.自然再生の対象となる区域

国土交通省霞ヶ浦河川事務所が設置する浚渫土仮置きヤード跡を中心とするA区間(西浦中岸 5.9km~6.5km にわたる堤外地)

3.自然再生事業の実施内容

(1)事業の目的

当区間の大部分は、浚渫土仮置きヤードとして利用されてきたため、湖岸線は鋼矢板列により水域と陸域との連続性が遮断されていることから「水辺」構造が失われている。このような現状は、多様な動植物が生育生息する場としては好ましくない湖岸構造である。

そこで、当区間では、以下の目的のもと、事業を実施する。

陸と水とを遮断する矢板列の一部を切断して、湖と連続性を持つ水辺空間を再生する。

自然の力を借りながら、複雑な湖岸線を持つ浅水域を形成し、多様な動植物が棲む湖岸を再生する。

実施後の経過を追跡して、他区間の実施計画立案に資するための知見を得る。

霞ヶ浦において衰退が著しく、保全上重要な植物を維持できる場を再生する。

(2)事業内容及び期待される効果

矢板列の一部切断 ~ 「湖岸環境の保全・再生」にむけて

- ・矢板を1m程度切断し、矢板切断部から陸岸へ湖水を流入させることにより、その後の自然の力と相まって、ワンド状の湖岸地形が形成される。
- ・水際にはマコモなどの抽水植生が、浅水域にはエビモなど沈水植生が繁茂する湖岸域となり、水生小昆虫の生活の場、フナ・コイ等の産卵の場となる。
- ・霞ヶ浦において衰退が著しく、保全上重要な植物が恒常的に生育できる場が形成される。

ワンド状の浅水域の造成 ~ 「湖岸景観(場)の再生」にむけて

- ・新たに形成されるワンド状の浅水域のほか、既存のヤナギ林、堤外湿地と周辺の開水面があいまって、まとまりのある湖岸景観を形成する。

観察路の設置 ~ 「人と湖のつながりの再生」にむけて

- ・ヤナギ林・浅水域・堤外湿地をつなぐ観察路の周囲が、水辺に近づける環境学習の場、散策や写生の場として利用される。



自然再生の対象となる区域位置図